

公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程（規程第38号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(基本報酬月額)</p> <p>第4条 第2条第1項に定める常勤の役員の基本報酬は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 月額<u>818,000円</u></p> <p>(2) 副理事長 月額<u>761,000円</u>の範囲内で理事長が定める額</p> <p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在籍する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3～6 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行し、改正後の公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程第4条の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、平成27年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の165」とあるのは、「100分の167.5」とする。</p>	<p>(基本報酬月額)</p> <p>第4条 第2条第1項に定める常勤の役員の基本報酬は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 月額817,000円</p> <p>(2) 副理事長 月額<u>760,000円</u>の範囲内で理事長が定める額</p> <p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在籍する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3～6 (略)</p>